

令和 8 年熊本地震に伴う DPAT 活動状況

令和 8 年 10 月 9 日 17 時 30 分現在

令和 8 年 7 月 28 日 16 時 27 分、熊本県を震源とする最大震度 7 の地震が発生しました。震度 7 を観測した地域は、宇城市および氷川町です。

DPAT 事務局では、発災と同時に DPAT 事務局本部を立ち上げ、熊本県との連絡および被害状況の情報収集を開始しました。また、同日 17 時 15 分に九州ブロック、17 時 24 分に全国の日本 DPAT へ待機を要請し、22 時 04 分に第 1 陣となる 10 隊の派遣を決定しました。

●活動状況の概要

令和 8 年 10 月 9 日までの主な活動状況は、次のとおりです。

- DPAT の活動隊数：146 隊
- DPAT の活動隊延べ数：481 隊
- 発災後、被災した精神科医療機関に対し、患者搬送、受入調整、物資支援、復旧後の戻り搬送等を実施
- 7 月 30 日、県南地域を担当する DPAT 活動拠点本部を設置し、八代・宇城医療圏におけるニーズ把握や必要な派遣隊の調整を開始
- 8 月 1 日以降、保健師や DMAT 等の他医療チームと連携し、避難所巡回を行いながら精神保健医療ニーズを把握し、服薬継続、受診・入院調整、相談・診察等に対応
- 8 月 20 日に宇城地域保健医療福祉 DPAT 指揮所、8 月 21 日に八代地域保健医療福祉 DPAT 活動拠点本部を閉所
- 8 月 21 日に熊本県 DPAT 研修を開催し、オンライン参加を含め 300 人以上が参加
- 8 月 27、28 日に自治体職員を対象としたメンタルヘルスケア研修を実施
- 支援者支援について、DOHAT や精神保健福祉センター等の関係機関と連携し、J-SPEED を活用したニーズ把握と必要な支援への接続を実施
- 指揮所・活動拠点本部の閉所後も、熊本県 DPAT 調整本部を運営し、各保健所と連携して被災者・支援者のメンタルヘルスケアニーズの把握、相談対応、継続対応が必要なケースへの支援を実施
- 10 月 9 日 17 時 30 分、熊本県 DPAT 調整本部の活動終了に伴い DPAT 事務局本部も撤収。継続案件は翌週に立ち上がる熊本こころのケアセンターへ引き継ぐこととなりました

1. DPAT の派遣・活動体制

熊本県では、7 月 28 日 16 時 49 分、県庁内に熊本県 DPAT 調整本部を設置し、県内精神科医療機関の被害状況や支援ニーズの把握、患者搬送および物資支援の調整を開始しました。また、全国の自治体に対し日本 DPAT の待機を要請し、28 日および 30 日に派遣を依頼しました。

7 月 30 日には、県南 DPAT 活動拠点本部を設置し、八代・宇城医療圏における支援ニーズの把握、必要な派遣隊の調整、患者搬送や地域支援に係る調整を開始しました。

7 月 30 日以降、DPAT 事務局本部、熊本県 DPAT 調整本部および活動拠点本部による Web 会議を開催し、医療機関の被害状況、患者搬送、物資支援、避難所支援等に関する情報共有と活動方針の確認を行いました。

7月31日には、避難所等における精神保健医療ニーズの増加を見込み、熊本県を除く九州、中国、四国、近畿、中部および関東の各ブロックに日本 DPAT の追加派遣を要請しました。

8月1日には、宇城地域に「宇城地域保健医療福祉 DPAT 指揮所」を設置し、熊本県 DPAT 調整本部、県南 DPAT 活動拠点本部および地域指揮所による活動体制を整備しました。

8月3日には、県南 DPAT 活動拠点本部を八代地域保健医療福祉 DPAT 活動拠点本部に移転しました。

8月6日には、避難所支援の対応が継続していること等から、熊本県を除く九州、中国、四国、近畿、中部および関東の各ブロックに日本 DPAT の追加派遣を要請しました。8月17日には被災県外からの日本 DPAT の最後となる派遣依頼を行い、9月3日まで順次活動しました。

現地の状況を踏まえて活動規模を縮小し、8月20日に宇城地域保健医療福祉 DPAT 指揮所、8月21日に八代地域保健医療福祉 DPAT 活動拠点本部を閉所しました。閉所後は熊本県 DPAT 調整本部に統合され、各保健所や熊本県内の DPAT との連携体制へ移行しています。

8月21日には熊本県 DPAT 研修を開催し、オンライン参加を含め300人以上が参加しました。その後9月3日まで、研修受講者を含む県内の DPAT へ活動を円滑に引き継ぐため、活動手順や連絡体制等のマニュアル整備を進めました。

9月以降も地域の精神保健医療福祉体制への引継ぎを進め熊本県 DPAT 調整本部の運営を継続しました。9月は計7日間、10月は計2日間、被災者・支援者のメンタルヘルスケアニーズの把握・相談対応を継続し、必要に応じて DPAT 事務局本部との Web 会議で概況や活動方針を共有しました。10月9日17時30分、熊本県 DPAT 調整本部の活動終了に伴い、DPAT 事務局本部も撤収しました。

2. 精神科医療機関への支援

発災後、複数の精神科医療機関において、停電、断水、浸水、設備の損傷等が確認されました。

DPAT は、熊本県、DMAT、消防、熊本県精神科病院協会、県内外の精神科医療機関等と連携し、入院患者の安全確認、現地での状況評価、転院先の確保、患者搬送、物資供給等の支援・調整を行いました。

一部の医療機関では、多数の入院患者を複数の医療機関へ分散して搬送しました。DPAT は、患者の状態に応じた搬送方法や受入先を調整するとともに、医療機関の復旧後は、避難・転院した患者を元の医療機関へ戻すための搬送調整および受入支援を行いました。

一部の医療機関では8月14日までに患者を戻すための搬送支援が一区切りとなりましたが、その後も各医療機関の復旧状況や診療機能、個別の支援ニーズを確認しながら対応を継続しました。

8月19日には、断水が継続する精神科医療機関に対して関係団体と連携した給水支援を行うなど、患者搬送後も必要な個別支援を実施しました。

現在は、発災直後の大規模な患者搬送を中心とする病院支援から、診療機能の維持・回復に必要な個別支援へ移行しています。

3. 避難所および地域における活動

医療機関の緊急的な搬送対応が進展した後は、活動の重点を避難所や地域における精神保健医療活動へ移しています。

8月1日以降、避難所巡回を継続し、被災者の精神状態や服薬状況を確認するとともに、必要に応じて相談・診察、継続的な経過観察、かかりつけ医への連絡、医療機関への受診・入院調整等を行いました。

8月20日の宇城地域保健医療福祉 DPAT 指揮所、8月21日の八代地域 DPAT 活動拠点本部の閉所後も、保健所等と連携し、避難所や地域から寄せられる個別の相談ケースに対応しました。

活動体制の縮小に伴い、支援要請の連絡方法や情報共有方法を関係機関へ周知し、継続対応が必要なケースが途切れないよう引継ぎを進めました。

9月以降も各保健所との連携を継続し、相談ケースおよび継続対応が必要なケースへの対応を行いました。

10月9日の本部活動終了後は、継続案件を翌週に立ち上がるころのケアセンターへ引き継ぐこととなりました。

4. 支援者に対する支援

避難所支援や被災者対応に当たる保健師、自治体職員、医療従事者、福祉関係職員等についても、疲労やメンタルヘルス上の支援ニーズが確認されています。

DPAT では、保健所、市町村および関係機関と連携し、支援者の健康状態や支援ニーズを確認するとともに、必要な支援体制の調整を行っています。

DOHAT や精神保健福祉センター等と連携し、J-SPEED を利用したスクリーニングを実施して、必要な対象者を支援につなぐ体制を整えました。

8月27、28日には、自治体職員を対象としたメンタルヘルスケア研修を開催しました。その後も、被災者・支援者のメンタルヘルスケアニーズの把握と相談対応を継続し、10月9日まで熊本県 DPAT 調整本部を中心に対応しました。本部活動終了後は、継続して支援が必要なケースをころのケアセンターへ引き継ぐこととなりました。

5. 活動終了と今後の対応

10月9日現在、熊本県 DPAT 調整本部では、被災者・支援者のメンタルヘルスケアニーズの把握や相談対応を継続してきましたが、同日17時30分をもって本部活動を終了しました。これに伴い、DPAT 事務局本部も撤収しました。

本部活動終了後の対応は、次のとおりです。

- ・継続対応が必要なケースは、翌週に立ち上がるころのケアセンターへ引き継ぐ
- ・各保健所や地域の精神保健医療福祉関係機関との連携のもと、必要な支援を継続する
- ・DPAT 事務局は、熊本県 DPAT 調整本部の情報および最終的な活動状況を集約し、厚生労働省と共有する

この度の熊本地震における DPAT の活動は終了し、今後は地域の精神保健医療福祉体制およびころのケアセンターを中心とした継続支援へ移行します。